

防衛技術監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

市ヶ谷庁舎エレベーターホール等へのセキュリティドアの設置及び運用について（通達）

標記について、市ヶ谷庁舎A棟及びD棟内に所在する防衛装備庁において、その業務の特性上特に高いセキュリティが求められる区画のセキュリティを強化するため、下記のとおり定めたので通達する。

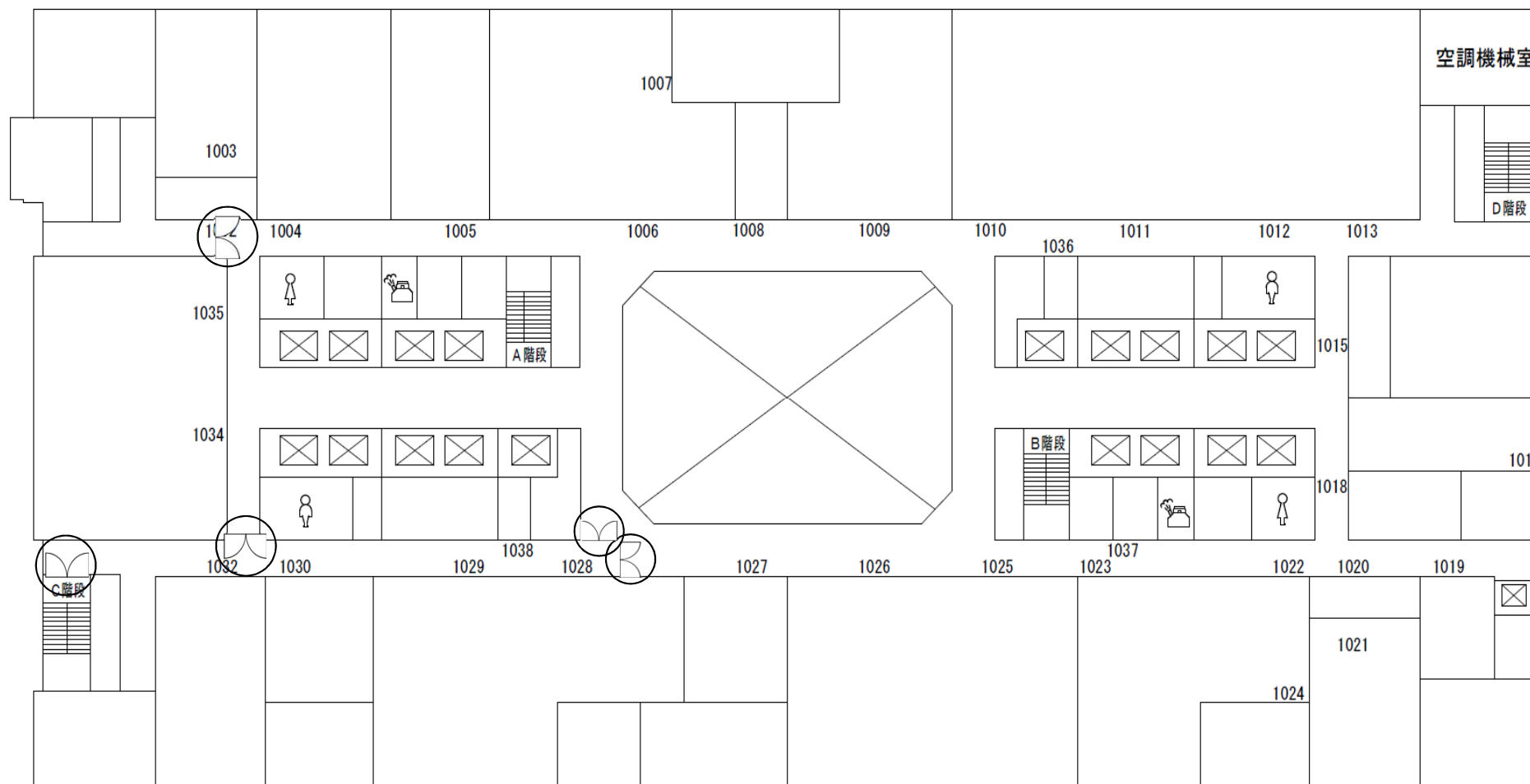
なお、市ヶ谷庁舎エレベーターホール等へのセキュリティドアの設置及び運用について（装官総第4272号。令和6年3月13日）は、廃止する。

記

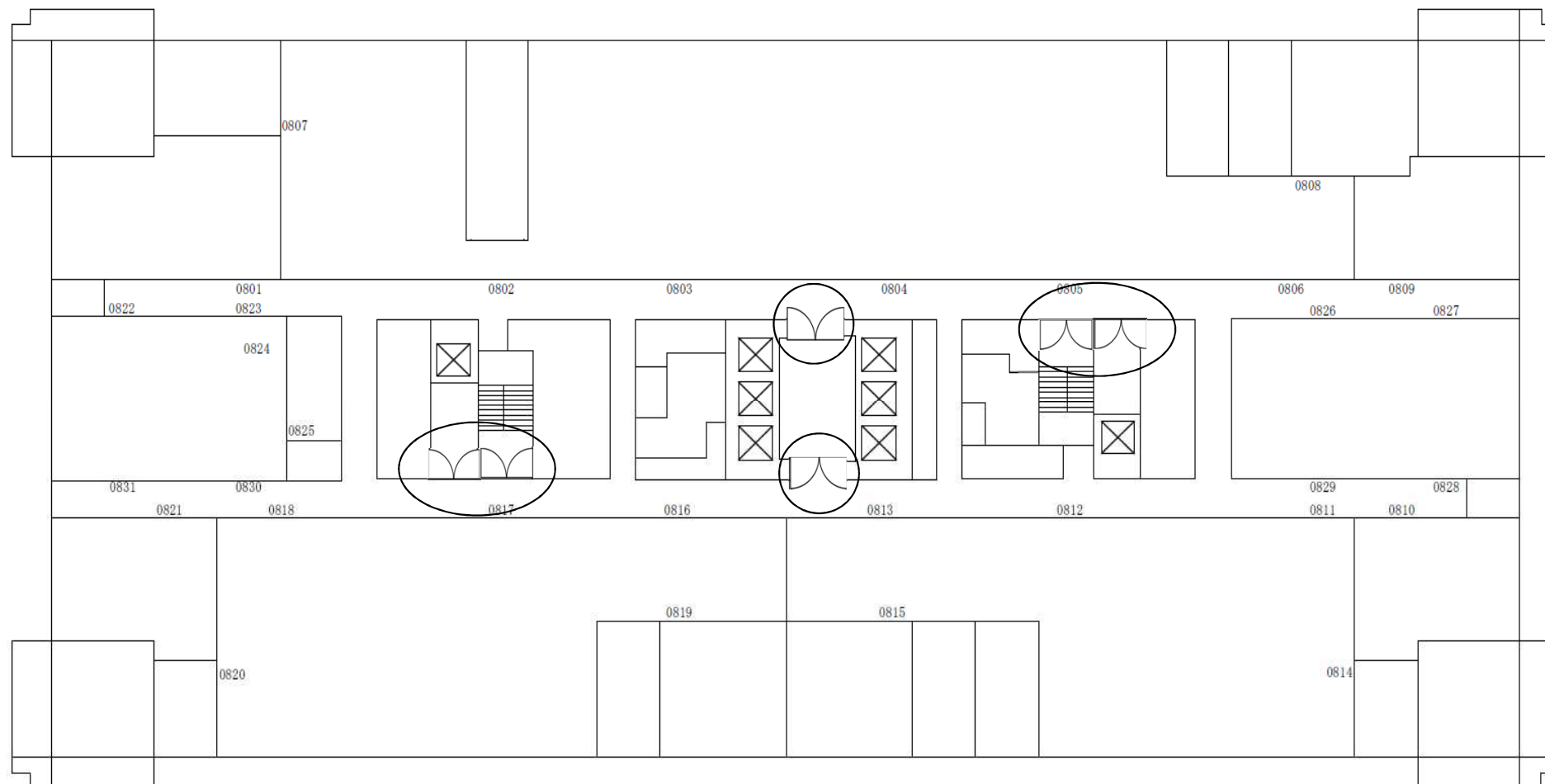
- 1 セキュリティドアの設置箇所
市ヶ谷庁舎A棟10階並びにD棟8階、9階及び10階のエレベーターホール等（別図第1～別図第4のとおり）
- 2 運用要領
セキュリティドアの設置により通行が制限される区画に所在する内部部局に係る職員には、通行用のカードキーを付与できるものとし、当該カードキーを使用して出入りさせるものとする。また、通行用のカードキーを付与されていないが、同区画に所在する内部部局に出入りする必要がある者については、セキュリティドアに設置されたインターホンで訪問先の職員をセキュリティドアまで呼び出し、その解錠によって出入りさせるものとする。
- 3 委任規定
この通達の実施に関し必要な細部事項は、A棟10階のセキュリティドアについては装備政策部長、D棟8階、9階及び10階のセキュリティドアについては長官官房審議官が定めるものとする。
- 4 非常時の措置
火災等の非常時には、大臣官房会計課長の運用によるものとする。

添付書類：別図第1～別図第4
写送付先：大臣官房会計課長

A棟10階

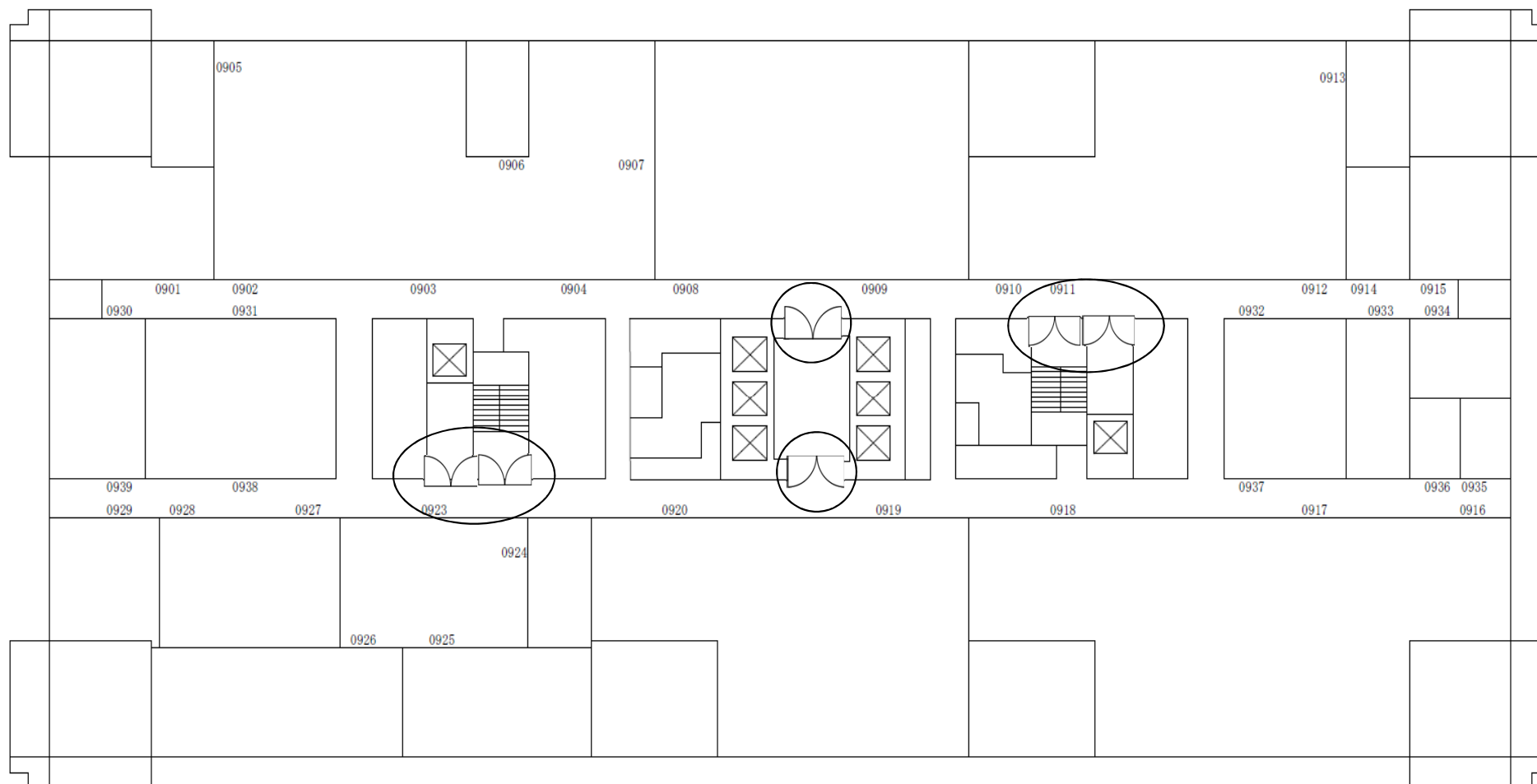


D棟 8階



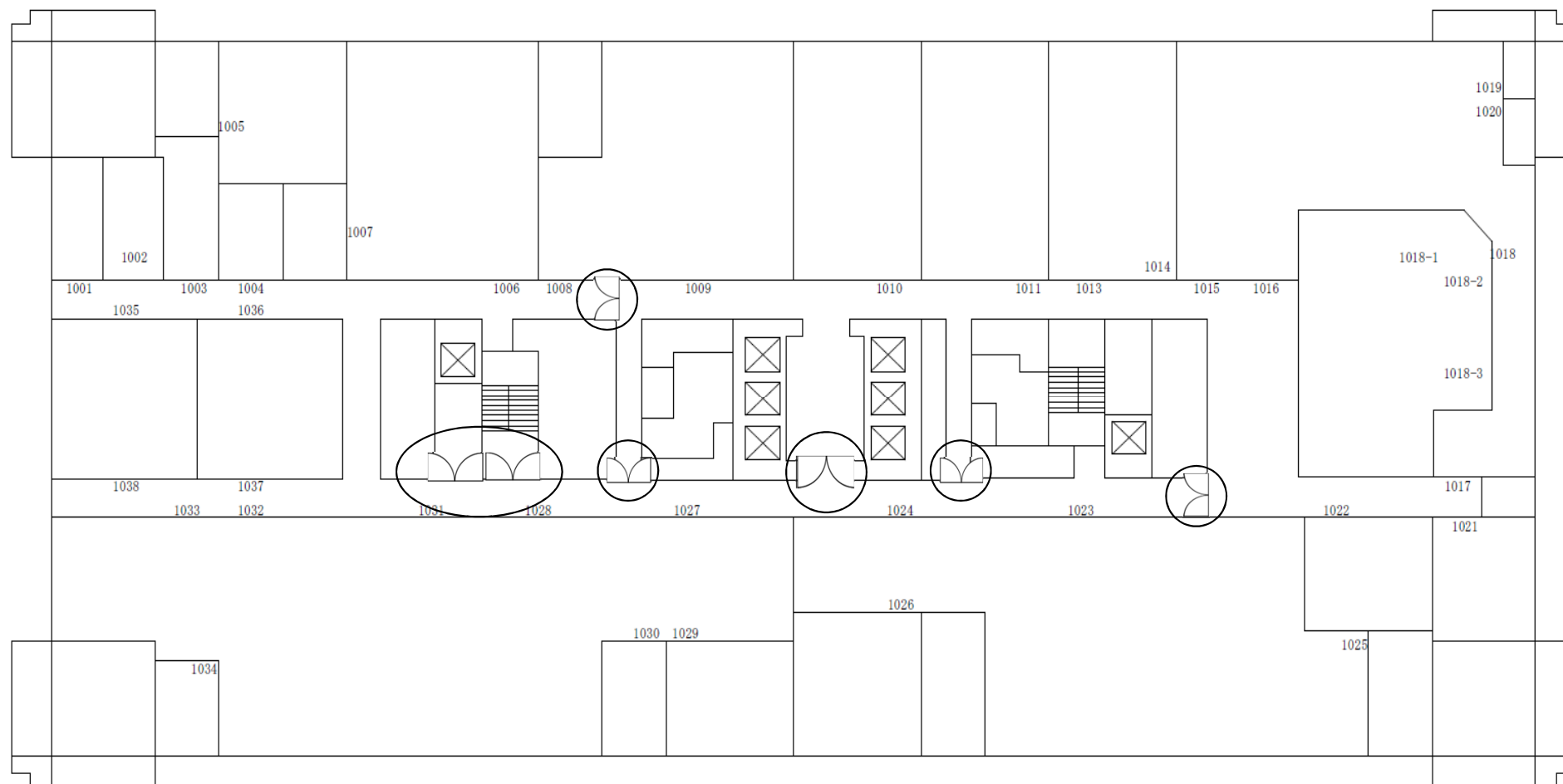
・・・セキュリティドア

D棟 9階




 ...セキュリティドア

D棟 10階




 ...セキュリティドア